

なくせ貧困 守ろう9条

新テロ特措法反対

防衛省 ゴルフ接待、癒着、隠蔽・・・

アメリカの戦争に協力する自公政権はこれまでに220億円もの油をタダで提供してきました。政府の発表した給油量に間違いが発覚し、テロ特措法の目的に違反してアフガン・イラク空爆などに使われていた疑いが指摘されています。



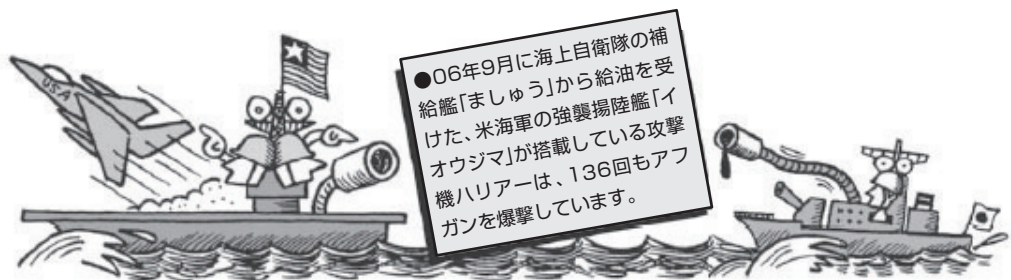
この4年間、アメリカとの交渉をしきってきた防衛省(庁)守屋前事務次官が軍需商社と200回ものゴルフ・接待を繰り返し、「水増し請求」や契約関与も取りだされています。

さらに久間防衛庁長官(当時)もこの商社から長官就任祝いの接待を受けていたことも判明。現在軍需産業への天下りが475人、防衛省ぐるみの政官業癒着が明らかになってきました。

戦争ではテロは無くない

政府は「テロとのたたかい」をかけた、アメリカの戦争に荷担してきましたが、その結果は市民の犠牲者が激増。米軍に家族を殺され、くらしは破壊され、テロの温床を広げています。

憲法9条を持つ日本には平和的解決での「国際貢献」が求められています。



国民大集会に
4万2千人

10/28 東京・亀戸に

空前の利益には減税、庶民には負担押しつけ

日本経団連御手洗会長(キャノン)が

消費税6%アップを要求

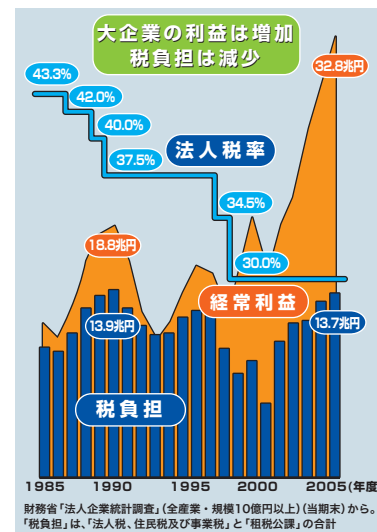


いまや青年の二人にひとりがバイトか派遣など非正規雇用です。なかにはキャノンのように偽装請負で青年をくいものにするところも。トヨタやキャノンなどの過去最高の利益はワーキングプアがその源泉です。

庶民は今年、定率減税の廃止で大増税でした。ところが大企業と大金持ちは減税したままで税負担は増えていません。

民間議員とは財界代表のこと

御手洗会長は経済財政諮問会議の民間議員。年金財源に消費税の6%アップを主張。企業負担を減らし、その分まで国民に押しつけようとしています。



一人でも
組合に入れます。
頼りになる組合を
紹介します。

愛知県労働組合総連合

名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館 TEL052(871)5433

お問い合わせは 愛労連 |

検索

時給1000円・全国一律最低賃金制確立を

愛知の地域最低賃金が10月25日から20円上がり 時給 **714円** になりました

最低賃金は、すべての労働者の問題です。非正規はもちろん、正規労働者の賃金にも大きな影響をあたえています。職場から「時給1000円・全国一律最低賃金制確立」を求めていきましょう。

国税庁の調査では、年収200万円以下の労働者が1000万人をこえました。まさに生活保護水準に達しない低賃金です。その多くは非正規労働者です。しかし今年は、時給で働く労働者の要求を実現する大きなチャンスです。どんな

714円未満は違反です

仕事をしても引き上げを求めましょう。最低賃金の絶対額が低いとはいえ「20円アップ」は労働者・労働組合のとりくみの成果。堂々と使用者に要求しましょう。



どんな仕事をしていても引き上げを求めましょう

すべての時給 **20円アップ** を

働いて得た賃金が「生活保護水準」以下なんて……ありえない

「日雇い派遣」で、1日働いても日当で6000円程度。ときには最低賃金の額さえ割り込むような低賃金がまかりとおっています。日雇いで働く多くの派遣労働者は住居を喪失し、ネットカフェなどに寝泊まりしています。

こうした事態を引き起こした原因に、派遣法のあいつぐ規制緩和とあまりに低い最低賃金があります。働いて得た賃金が「生活保護」より低いという信じられない状況になっています。

先の通常国会では、最低賃金と生活保護の逆転現象をあらためるために最低賃金改正法案が上程され、現在の臨時国会で審議されています。生計費重視・時給1000円以上を明確にし、地域格差のない全国一律最低賃金制の確立がますます重要になっています。



地域最低賃金	時間額		694円
	月額換算	8時間22日176時間	122,144円
(女性)パート時給	時間額(平均)		887円
	月額換算	8時間22日	156,112円
生活保護基準(単身18歳)×1.25			151,637円
標準生計費	1人世帯×1.25		110,825円
	4人世帯×1.25		257,438円

- 注(1) 金額は愛知県。06年度。「1.25」は税・保険料など。
 (2) 生活保護世帯は全生連「くらしに役立つ制度のあらまし(06~07年版)」から。
 (3) 標準生計費は人事院給与第1課06年。
 (4) 07年「国民春闘白書データブック」より

愛知県労働組合総連合

電話 052-871-5433 E-mail post@airoren.gr.jp
FAX 052-871-5618

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F 07年11月
仕事にかかわる悩み事など、いつでも相談に応じます。気軽にご相談ください。